

国立国会図書館 調査及び立法考査局

Research and Legislative Reference Bureau
National Diet Library

論題 Title	戦後日本の安全保障法制の展開と世論
他言語論題 Title in other language	Development of Japan's Security Legislation and public opinion after World War II
著者 / 所属 Author(s)	山本 健太郎 (Yamamoto, Kentaro) / 国立国会図書館 調査及び立法考査局 外交防衛課
雑誌名 Journal	レファレンス (The Reference)
出版者 Publisher	国立国会図書館 調査及び立法考査局
通号 Number	783
刊行日 Issue Date	2016-4-20
ページ Pages	57-85
ISSN	0034-2912
本文の言語 Language	日本語 (Japanese)
摘要 Abstract	戦後日本における安全保障上の重要な動き、具体的には自衛隊の創設や安保改定、自衛隊の海外派遣、集団的自衛権の行使容認、安全保障関連法などに関する世論調査について検討する。

*掲載論文等のうち、意見にわたる部分は、筆者の個人的見解であることをお断りしておきます。

戦後日本の安全保障法制の展開と世論

国立国会図書館 調査及び立法考査局
外交防衛課 山本 健太郎

目 次

はじめに

I 自衛隊や日米安保条約に関する世論調査

- 1 自衛隊
- 2 日米安保条約

II 1990年代の自衛隊海外派遣やPKO協力法に関する世論調査

- 1 湾岸危機からPKO協力法の成立まで
- 2 PKO参加に関するその後の世論

III 2000年代の自衛隊海外派遣のための特措法等に関する世論調査

- 1 テロ特措法
- 2 イラク特措法
- 3 補給支援特措法
- 4 周辺事態法と有事法制

IV 集団的自衛権の行使容認と安保関連法に関する世論調査

- 1 集団的自衛権の行使容認
- 2 安保関連法

おわりに

要 旨

- ① 2015（平成 27）年の第 189 回国会では、安全保障関連法（「安保関連法」）が最大の争点となった。安全保障は、重要な国政課題であり、これまでも国論を二分する議論が展開されてきた。本稿では、安全保障関連の法律に関する世論調査について検討する。
- ② 自衛隊が創設された 1950 年代前半には、軍隊の必要性を認識しているとの回答が約 3～4 割を占める調査結果があり、再軍備賛成の世論が多かった。1960（昭和 35）年の安保改定の際には、戦後日本政治史上最大の反対運動が盛り上がったが、世論調査では、「わからない」などの回答が多数を占めるなど、国民の多数が反対していたわけではなかった。
- ③ 1990 年代には自衛隊の海外派遣をめぐる議論が活発化した。国連平和協力量案が提出された 1990（平成 2）年には、自衛隊の海外派遣に反対の世論が多数であった。同法案廃案後、1992（平成 4）年の PKO 協力量法の成立に至る過程では、賛否いずれかに世論が集中することはなかった。
- ④ 2000 年代のテロ特措法やイラク特措法に基づく自衛隊の海外派遣については、実施に至るまでは、賛成より反対の世論が多数の時期もあったものの、実際に派遣されると自衛隊の派遣を評価する世論が多数となった。補給支援特措法については、媒体によって調査結果に違いが見られた。
- ⑤ 2014（平成 26）年の集団的自衛権の行使容認の閣議決定については、閣議決定前の世論調査では、媒体によって選択肢に違いがあり、それによって調査結果に大きな違いが見られた。閣議決定後の世論調査では、否定的な回答が肯定的な回答を上回った。
- ⑥ 2015（平成 27）年の安保関連法については、法律の成立前後を通じ、大部分の世論調査で反対が常に約半数を占め、約 8 割が政府の説明不足を感じていた。
- ⑦ 安保関連法は、これまでの安全保障に関する法律と比べても、反対の世論が特に強かったと言える。その一方で、過去に議論になってきた自衛隊や日米安保、自衛隊の海外派遣に対して、現在では多くの国民が許容するところとなっている。今後、安保関連法の運用などに関し、世論がどのように推移していくのか、注目される。

はじめに

2015（平成27）年の第189回国会（常会）は「安保国会」と称されるように、安全保障関連法（以下「安保関連法」）⁽¹⁾が最大の争点となった。与野党が激しく対立し、採決をめぐる混乱も生じた。国会の周りでは法案反対のデモが盛り上がった。一方、世論調査でも大半の調査で反対が多数であった⁽²⁾。

安全保障は、重要な国政課題であり、これまでも国論を二分する議論が展開されてきた。戦後初期には、自衛隊の創設や、日米安全保障条約の改定などが争点となった。冷戦後には、国連平和維持活動（PKO）への参加をはじめとする自衛隊の海外派遣が重要な論点となった。安保関連法によって、これまでに制定された安全保障関連法制の多くが改正されることになった。本稿では、これら安全保障上の重要な動き、特に安全保障関連の法律に関する世論調査について検討する。

具体的には、各法律制定前後の主な世論調査の結果について、法律制定過程との関係を踏まえつつ、世論の動向を整理する。

なお、安全保障問題と関連して、日本国憲法第9条の改正問題がある。これに関する世論調査は、時期を問わず多数行われているが、本稿では安全保障法制に関する世論調査に焦点を当てるため、検討の対象としない。また、本稿は世論調査の方法などを検討することを目的としない。世論調査の結果には調査方法、サンプリング、設問の順序などが影響することが指摘されているが、それらについては、注記した世論調査に関する文献等に譲る。ただし、設問や選択肢によって結果に影響が出たであろう事例については適宜指摘する。

I 自衛隊や日米安保条約に関する世論調査

1950年代には、警察予備隊の創設から自衛隊の発足に至る日本独自の防衛組織の確立や、「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約」（昭和27年条約第6号。以下「旧安保条約」）の締結、1960年代には日米安保条約の改定といった戦後日本の安全保障上、重要な動きがあった。この時期には、今日のように頻繁に世論調査が行われていたわけではないが、いくつかの世論調査から当時の国民意識について検討した文献がある⁽³⁾。それらを参照しつつ、主な世論調査の結果を紹介する。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2016年3月15日である。

** 新聞記事については、新聞各社のデータベースを利用したものもある。その場合、記事のタイトルが、原紙とは異なる場合がある。

(1) 「我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第76号。略称「平和安全法制整備法」）及び「国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律」（平成27年法律第77号。略称「国際平和支援法」）の2法。

(2) IV-2で詳述。以下も参照。「大半が「反対」多数 安保法案、各社世論調査」『朝日新聞』2015.7.14。

(3) 西平重喜『世論調査による同時代史』ブレーン出版, 1987; 渡辺聖子「日本の安全保障と国際貢献」須崎愼一編著『戦後日本人の意識構造—歴史的アプローチ—』梓出版社, 2005, pp.89-177等。

1 自衛隊

(1) 自衛隊の発足

吉田茂内閣時の1950（昭和25）年6月に朝鮮戦争が勃発し、同年8月に警察予備隊が創設された。1951（昭和26）年9月に「日本国との平和条約」（昭和27年条約第5号。以下「講和条約」）と旧安保条約が調印され、1952（昭和27）年4月に講和条約が発効し日本が独立を回復した後、同年10月に保安隊が発足した。そして、1954（昭和29）年3月には防衛庁設置法案と自衛隊法案のいわゆる防衛2法案が国会に提出された。防衛2法は同年6月に成立し、7月に施行され、自衛隊が発足した⁽⁴⁾。

こうした動きの中、朝日新聞は、1952（昭和27）年から1954（昭和29）年の間、軍隊の必要性について4回の調査を行った（表1）⁽⁵⁾。おおむね「必要がある」が3～4割、「必要はない」が2～3割であった。これらを含み、この時期、どの調査でも再軍備に賛成する世論が反対の世論より多かった⁽⁶⁾。

(2) 自衛隊に関するその後の世論

その後、自衛隊については、各種の世論調査で様々な調査が行われている。特に、政府の世論調査では、国民の自衛隊に対する意識の長期的な傾向が確認できる。

自衛隊の必要性について、政府が1960～80年代に行った世論調査では、自衛隊が「あったほうがよい」が8割程度を占めることが多く、「ないほうがよい」は大半の時期において1割に満たなかった（表2）⁽⁷⁾。また、政府の世論調査では1960年代末から現在に至るまで、自衛隊に対する印象についての設問を設けている。「良い印象を持っている」が1970年代には50%台であったこともあったが、2010年代には9割を超え、「悪い印象を持っている」は約5%にとどまっている（表3）。

表1 軍隊の必要性に関する1950年代の世論調査（朝日新聞）

（単位：％）

	実施年月	1952.2	1953.2	1953.6	1954.5
我が国に軍隊を作る必要があると思うか	必要がある	32	38	41	37
	必要はない	26	29	23	30
	条件による	24	14	16	15
	意見なし	18	19	20	18

（出典）『朝日新聞』1954.5.16を基に筆者作成。

表2 自衛隊の必要性に関する世論調査（政府）

（単位：％）

	実施年月	1965.11	1967.8	1969.9	1972.11	1975.10	1978.12	1981.12	1984.11
自衛隊はあったほうがよいと思うか	あったほうがよい	81.9	77.4	74.9	73.2	79.6	85.6	81.7	82.6
	ないほうがよい	4.9	5.9	9.7	11.7	7.8	5.3	7.9	7.5

（出典）内閣総理大臣官房広報室『自衛隊・防衛問題に関する世論調査』（世論調査報告書 昭和59年11月調査）1985, pp.16, 135を基に筆者作成。

(4) この経緯については、防衛庁編『防衛白書 平成16年版』2004, pp.116-117を参照。

(5) 原則として、本稿掲載の各表では、煩雑になるのを避けるため、「わからない」「無回答」などの数値の表記は略した。また、世論調査の質問文も、注記したものを除き、全文は引用せず、略記するにとどめた。

(6) 西平 前掲注(3), pp.192-193. 渡辺 前掲注(3), pp.92-93も参照。

(7) 西平 同上, pp.265-267; 渡辺 同上, p.101も参照。

表3 自衛隊に対する印象に関する世論調査（政府）

（単位：％）

実施年月		1969.9	1972.11	1975.10	1978.12	1981.12	1984.11	1988.1	1991.2
自衛隊に対して良い印象を持っているか、悪い印象を持っているか	良い印象を持っている	68.8	58.9	69.2	75.4	71.3	74.3	76.7	67.5
	悪い印象を持っている	14.1	24.3	17.6	13.4	17.5	16.7	15.6	19.4

実施年月		1994.1	1997.2	2000.1	2003.1	2006.2	2009.1	2012.1	2015.1
自衛隊に対して良い印象を持っているか、悪い印象を持っているか	良い印象を持っている	76.8	80.5	82.2	80.3	84.9	80.9	91.7	92.2
	悪い印象を持っている	13.4	11.7	10.5	12.9	10.0	14.1	5.3	4.8

（出典） 内閣府大臣官房政府広報室『自衛隊・防衛問題に関する世論調査』（世論調査報告書 平成 27 年 1 月調査）2015, pp.19, 99 を基に筆者作成。

2 日米安保条約

（1）旧安保条約

1951（昭和 26）年 9 月に講和条約と旧安保条約が調印された。この時期、旧安保条約の是非に関する世論調査は見当たらないが、米軍の駐留などに関する世論調査はいくつか見られた。これらの結果から、旧安保条約の内容は世論の大方を満足させるものではなかったと指摘されている⁽⁸⁾。

（2）安保改定

1957（昭和 32）年に発足した岸信介内閣は旧安保条約の改定に取り組んだ。新条約案では、米国の日本防衛義務や日本の米軍に対する基地提供義務が盛り込まれ、1960（昭和 35）年 1 月に岸首相が訪米した際に締結された。その後、国会に新条約について承認を求める件等が提出され、5 月に衆議院で可決されたが、参議院では議決がされないまま、6 月に自然承認となった（「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約」（昭和 35 年条約第 6 号。以下「新安保条約」）。この間、戦後日本政治史上、例のない大規模な反対運動が行われた。

安保改定に関する、読売、朝日、毎日各新聞の世論調査の結果が表 4～6 である。

1959（昭和 34）年 9 月の読売新聞の調査では、安保条約が必要かとの設問で、「必要」46%、「不必要」12%、「わからない」42%となった。1960（昭和 35）年 1 月の朝日新聞の調査では、安保改定について「よいことだ」が 29%で、「よくないことだ」（25%）をわずかながら上回ったものの、「答えない（わからない）」が 4 割に達した。

新安保条約締結後の同年 3 月の読売新聞の調査では、国会が新安保条約を「承認することを望む」（21%）を「承認しないことを望む」（28%）が上回った一方、「意見なし、わからない」が半数以上を占めた。毎日新聞の世論調査でも、「承認するのがよい」（15.8%）を「承認しないほうがよい」（27.9%）が上回ったものの、「承認はやむをえない」「わからない」も一定の割合を占めた（それぞれ、18.8%、31.4%）。

新安保条約承認後の 7 月に行われた毎日新聞の調査では、新安保条約の発効⁽⁹⁾について、「やむをえない」（33.9%）が最も多く⁽¹⁰⁾、次いで「わからない」（26.6%）であった。

(8) 西平 同上, pp.299-302.

(9) 新安保条約は 1960（昭和 35）年 6 月 23 日に発効した。

表4 安保改定に関する世論調査（読売新聞）

(単位：%)

	実施年月	
	1959.9	1960.3
社会党や総評は、安保条約改定は日本を戦争にまきこむことになると思っているが、その通りだと思うか	その通りだと思う	15
	そうは思わない	39
	わからない	46
日米安保条約は必要だと思うか。必要だとすれば政府の改定案に満足か	必要	46
	(「必要」の内訳)	
	(改定案に満足)	(12)
	(改定案に不満足)	(13)
	(改定案を知らない)	(21)
不必要	12	
わからない	42	
国会が新安保条約を承認することを望むか	承認することを望む	21
	承認しないことを望む	28
	意見なし、わからない	51

(出典) 『読売新聞』1959.10.4, 1960.4.3 を基に筆者作成。

このように、この時期の世論調査の結果を見ると、多くの調査で「わからない」などの回答が多数を占めている。反対運動が盛り上がり国論を二分した安保改定であったが、世論調査の結果からは明確な国民の意思を読み取ることはできない。こうした結果について、安保改定は決して好感をもって承認されたわけではないが、安保反対が多数意見とも言えず、世論の大勢は困惑しきっていたとの指摘がある⁽¹¹⁾。

(3) 日米安保条約に関するその後の世論

日米安保条約についても、その後、様々な調査が行われており、特に、政府の世論調査で安保条約に関する国民意識の長期的な傾向が確認できる。近年では「日米安全保障条約は日本の平和と安全に役立っていると思うか」との問いに対して、8割以上が「役立っている」と回答し、「役立っていない」は1割程度にとどまっている(表7)⁽¹²⁾。

表5 安保改定に関する世論調査（朝日新聞）

(単位：%)

	実施年月	
	1960.1	
「安保改定で、日本が戦争にまきこまれるおそれが強くなった」という人がいるがどう思うか	そう思う	38
	そうは思わない	27
	答えない(わからない)	34
安保条約の改定はよいことだと思うか	よいことだ	29
	よくないことだ	25
	答えない(わからない)	40

(出典) 『朝日新聞』1960.1.18 を基に筆者作成。

表6 安保改定に関する世論調査（毎日新聞）

(単位：%)

	実施年月		
	1960.3	1960.7	
新安保条約を国会で承認するのがよいと思うか	承認するのがよい	15.8	
	承認しないほうがよい	27.9	
	承認はやむをえない	18.8	
	わからない	31.4	
新安保条約の発効についてどう思うか	よい		15.3
	よくない		22.1
	やむをえない		33.9
	わからない		26.6

(出典) 『毎日新聞』1960.4.5, 1960.8.13 を基に筆者作成。

(10) これをもって毎日新聞は、条約発効後、「やむをえない」が増加したとしている。「対米関係 安保条約関係 安保反対の動き：安保阻止行動についての本社全国世論調査」『毎日新聞』1960.8.13.ただし、「やむをえない」といった選択肢には回答が集まりがちであり、賛否がはっきりせず、選択肢としては不適切との指摘もある。谷岡一郎『「社会調査」のウソーリサーチ・リテラシーのすすめ―(文春新書)文藝春秋, 2000, pp.164-165; 田村秀『データの罠―世論はこうしてつくられる―(集英社新書)集英社, 2006, pp.14-20.

(11) 西平 前掲注(3), pp.302-305.

(12) 同上, pp.319-320; 渡辺 前掲注(3), pp.97-98, 157-159 も参照。

表7 日米安全保障条約についての考え方に関する世論調査（政府）

（単位：％）

実施年月		1978.12	1981.12	1984.11	1988.1	1991.2	1994.1	1997.2	2000.1
日米安全保障条約は日本の平和と安全に役立っていると思うか	役立っている	65.6	65.8	71.4	68.8	63.5	68.3	69.4	71.6
	役立っていない	11.8	12.7	10.4	12.5	18.2	14.6	15.4	14.8

実施年月		2003.1	2006.2	2009.1	2012.1	2015.1
日米安全保障条約は日本の平和と安全に役立っていると思うか	役立っている	73.4	75.1	76.4	81.2	82.9
	役立っていない	13.2	17.0	16.2	10.8	11.5

（出典） 内閣府大臣官房政府広報室『自衛隊・防衛問題に関する世論調査』（世論調査報告書 平成27年1月調査）2015, pp.68, 104 を基に筆者作成。

II 1990年代の自衛隊海外派遣やPKO協力法に関する世論調査

1 湾岸危機からPKO協力法の成立まで

日本の安全保障政策は、冷戦期、日米安全保障体制を基軸として比較的安定して推移したが、冷戦終結後の1990年代以降、大きく変容することとなった。

1990（平成2）年8月にイラクがクウェートに侵攻し、湾岸危機が勃発した。それへの対応として、10月、海部俊樹内閣は自衛隊による多国籍軍への後方支援を可能にする国連平和協力法案を国会に提出したが、翌11月に廃案となった。1991（平成3）年1月には湾岸戦争が始まり、休戦後の4月、ペルシャ湾に海上自衛隊の掃海艇が派遣された。これが初の自衛隊の海外派遣であった。一方、国連平和協力法案の廃案後、新たな法案提出の準備が進められ、同年9月、PKO協力法案が国会に提出された。同法案は、国連平和協力法案とは異なり、武力の行使を目的とする多国籍軍への協力は盛り込まれず、PKOへの参加に主眼が置かれた。同法案は、2度、継続審査となった。宮澤喜一内閣へと交代した後、参議院では、平和維持隊本隊業務の凍結⁽¹³⁾や、将来、平和維持隊本隊業務を行う場合、原則として事前に国会の承認を要することなどが盛り込まれた修正案が提出され、1992（平成4）年6月に成立した⁽¹⁴⁾。野党のうち公明党や民社党は法案に賛成した一方、最大野党の日本社会党は法案の採決を前に、牛歩戦術や議員辞職願の提出などにより激しく抵抗した。同法の成立を受け、同年9月に最初のPKO派遣としてカンボジアに自衛隊が派遣された。以後、自衛隊の海外派遣が常態化することになる。

この時期には、前述した1950～60年代と比べ、世論調査の回数こそ増えている⁽¹⁵⁾が、内閣・

(13) 国連平和維持活動は、本来、国連平和維持活動（PKO）と国連平和維持軍（PKF）とを区別していないが、政府は、PKOを「平和維持隊本隊業務（PKF）」と「平和維持隊後方支援業務（PKO）」とに分割し、前者については、「別に法律に定める日までは実施しない」と規定された。なお、2001（平成13）年のPKO協力法の改正により、平和維持隊本隊業務の凍結は解除された。清水隆雄『自衛隊の海外派遣』（調査資料2004-1-g シリーズ憲法の論点 7）国立国会図書館調査及び立法考査局, 2005, pp.7-8. <<http://dl.ndl.go.jp/view/prepDownload?itemId=info%3Andljp%2Fpid%2F1001026&contentNo=1>>

(14) 「国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律」（平成4年法律第79号）

(15) 各新聞の世論調査の回数の変化について、以下を参照。松本正生『「世論調査」のゆくえ』中央公論新社, 2003, pp.55-57.

政党支持率の調査がその中心であり、法案の賛否などについて、必ずしも毎回設問があったわけではない。設問も、多くの調査で毎回異なり、時系列での比較は難しい。本節では、主に、自衛隊の海外派遣やPKO協立法への賛否について、比較的多くの回数の調査を行った朝日新聞とNHKの世論調査結果を中心に述べる（表8、9）。

この時期の世論調査は単に賛否を問うものよりも、自衛隊の海外派遣について、どういった形態が望ましいかについての選択肢を設けているものが多く見られたが、本稿では単純に賛否を問うている設問を中心に扱うこととする⁽¹⁶⁾。

国連平和協立法案が提出された直後の1990（平成2）年11月の朝日新聞の調査では、同法案については反対が58%と賛成（21%）の倍以上となり、自衛隊の海外派遣を可能にするということについても否定的な回答が多く（「派遣できるようにする」15%、「派遣すべきでない」78%）、自衛隊の海外派遣は憲法違反との回答も67%と多数を占めた。

それが、1991（平成3）年4月に掃海艇派遣が実施される局面では、掃海艇派遣賛成が56%

表8 PKO協立法等に関する世論調査（朝日新聞）

		(単位：%)	
実施年月	設問	選択肢	回答
1990.11	国連平和協立法案に賛成か反対か	賛成	21
		反対	58
	中東危機のような国際紛争が起きたとき、自衛隊を海外に派遣できるようにするのがよいと思うか	派遣できるようにする	15
		派遣すべきでない	78
	国連平和協立法案で定めている自衛隊の海外派遣は、憲法違反だと思うか	憲法違反	67
		憲法違反ではない	15
1991.4	湾岸戦争でイラクがペルシャ湾に仕掛けた機雷を取り除くための海上自衛隊の掃海艇の派遣に賛成か反対か	賛成	56
		反対	30
	掃海艇の海外派遣は、憲法上、問題があると思うか	問題がある	46
		問題はない	33
1991.6	ペルシャ湾の機雷を取り除くため、海上自衛隊の掃海艇を派遣したことをよかったと思うか	よかった	65
		そうは思わない	24
	国連の平和維持活動に自衛隊を参加させることに賛成か反対か	賛成	50
		反対	40
1991.11	国連平和維持軍への自衛隊参加に賛成か反対か	賛成	33
		反対	58
	自衛隊が平和維持軍に参加することは、憲法上、問題があると思うか	問題がある	59
		問題はない	27
1992.4	自衛隊が平和維持軍に参加することに賛成か反対か	賛成	47
		反対	41
	自衛隊が平和維持軍に参加することは、憲法上、問題があると思うか	問題がある	54
		問題はない	30
1992.7	PKO協立法が成立したことはよかったと思うか	よかった	36
		よくなかった	36
	国連平和維持活動に参加させるため、自衛隊を海外に派遣することは、憲法上、問題があると思うか	問題がある	58
		問題はない	26
1992.9	カンボジアでのPKOに自衛隊が派遣されることに賛成か反対か	賛成	52
		反対	36

(出典) 『朝日新聞』1990.11.6, 1991.4.24, 1991.6.19, 1991.11.10, 1992.5.1, 1992.7.13, 1992.9.28 を基に筆者作成。

(16) 他の調査については、渡辺 前掲注(3), pp.125-148 を参照。

表9 PKO 協力法等に関する世論調査 (NHK)

		(単位：%)							
		実施年月	1990.10	1991.8	1991.12	1992.3	1992.6	1992.7	1992.9
国連平和協力法を作ることに賛成か反対か	賛成		18.2						
	反対		37.8						
日本は国連の平和維持活動に参加すべきだと思うか	参加すべきだ			60.8	62.7	64.2			
	参加すべきでない			10.3	16.4	16.4			
PKO 協力法案に賛成か反対か	賛成				33.7	34.9			
	反対				25.4	18.5			
	どちらともいえない				28.6	33.7			
PKO 協力法の成立について	平和維持軍 (PKF) への参加を凍結するなど、この程度では十分な協力とはいえない						13.7	16.2	
	自衛隊員を海外に派遣して、協力できるようになってよかった						31.4	34.0	
	自衛隊員を海外に派遣して、協力することには反対だ						42.7	36.3	
カンボジア PKO への参加に賛成か反対か	賛成								42.5
	反対								31.4

(出典) 『放送研究と調査』 41(1), 1991.1, p.69; 41(11), 1991.11, p.32; 42(2), 1992.2, p.46; 42(5), 1992.5, p.7; 42(10), 1992.10, p.54; 42(11), 1992.11, p.71 を基に筆者作成。

で、反対 (30%) を上回ることとなった。その一方で、掃海艇派遣には「憲法上、問題がある」が 46% で、「問題はない」(33%) を上回った。

同年 6 月の調査でも掃海艇派遣に肯定的な回答が 65% と多数を占め、PKO に自衛隊を参加させることについても、賛成 (50%) が反対 (40%) を上回った。

しかし、PKO 協力法案が国会に提出された後の 1991 (平成 3) 年 11 月の世論調査では、国連平和維持軍への自衛隊の参加について反対 (58%) が賛成 (33%) を上回り、憲法上問題があるとの回答も 59% と多数を占めた。

その後、PKO 協力法案は 1991 (平成 3) 年 12 月に衆議院で可決された。同法案が参議院で審議されていた 1992 (平成 4) 年 4 月の調査では、国連平和維持軍への参加について、賛成 (47%) が反対 (41%) を上回った。その一方で、憲法上問題があるとの回答は 54% で依然として多数であった。

そして、PKO 協力法が成立した後の同年 7 月の世論調査では、PKO 協力法の成立について「よかった」「よくなかった」がともに 36% で賛否が拮抗した。その一方で、PKO 参加のための自衛隊の海外派遣は憲法上問題があるとの回答は 58% と半数を超えた。

なお、読売新聞の PKO 協力法成立直後の調査 (表 10) では、PKO 協力法について「大いに評価している」10.8%、「多少は評価している」32.8%、「あまり評価していない」32.5%、「全く評価していない」14.8% となり、評価しないとの意見がやや多かったものの、賛否はほぼ拮抗していた。

表 10 PKO 協力法に関する世論調査 (読売新聞)

		(単位：%)	
		実施年月	1992.6
PKO 協力法を評価しているか	大いに評価している		10.8
	多少は評価している		32.8
	あまり評価していない		32.5
	全く評価していない		14.8

(出典) 『読売新聞』 1992.6.28 を基に筆者作成。

NHKの調査では、1991(平成3)年8月、同年12月、1992(平成4)年3月の3回の調査で、いずれもPKOに「参加すべきだ」が6割を超え、「参加すべきでない」は1割台にとどまった。一方、PKO協力法案への賛否については、賛成が3割強、反対が2割前後であり、「どちらともいえない」との回答も約3割あった。いずれも賛成のほうが反対よりも多数を占めたものの、PKOに参加すべきかとの設問に比べると法案への賛成は少なく、反対が多かった。

PKO協力法成立後の1992(平成4)年6月及び7月の調査では、「平和維持軍(PKF)への参加を凍結するなど、この程度では十分な協力とはいえない」「自衛隊員を海外に派遣して、協力できるようになってよかった」「自衛隊員を海外に派遣して、協力することには反対だ」の3択に対し、それぞれ、1割、3割、4割の回答が集まった。

その後、同年9月には、カンボジアPKOに自衛隊が派遣されることに対して朝日新聞の調査では賛成52%、反対36%、NHKの調査では賛成42.5%、反対31.4%、と賛成が多数を占めた。

このように、この時期の世論調査は、設問が回や媒体によって異なるので、概括的に述べることは困難である⁽¹⁷⁾。ただ、全体として、PKO協力法については、賛否いずれかに回答が集中したことはなかったと言える。

2 PKO参加に関するその後の世論

PKO参加が始まった後の1994(平成6)年以後、政府の世論調査では、PKOへの参加のあり方についての設問が設けられており、国民意識の長期的な傾向がわかる。

日本の今後のPKOへの参加のあり方について、近年では、「これまで以上に積極的に参加すべきだ」「これまで程度の参加を続けるべきだ」を合わせ、これまでと同等以上の参加をすべきとの回答が8割以上を占めている(表11)。PKO協力法が成立するまでは紆余曲折があったが、今日ではPKOへの参加は広範な国民の支持を得ていると言える。

Ⅲ 2000年代の自衛隊海外派遣のための特措法等に関する世論調査

2000年代には、米国同時多発テロを契機とした対テロ戦争や、イラク戦争が勃発した。その際、日本は、米国などへの協力のため、後述する限時法を制定して自衛隊を派遣した⁽¹⁸⁾。この時期には、世論調査が各社で毎月のように行われるようになっており、自衛隊派遣に関する設問も設けられた。本章では、朝日新聞と読売新聞が実施した世論調査を中心に述べる。

1 テロ特措法

2001(平成13)年9月11日に発生した米国同時多発テロに対し、米国等を支援するためテロ特措法⁽¹⁹⁾が制定された。同法は小泉純一郎内閣時の10月5日に閣議決定されて国会に提出さ

(17) なお朝日新聞は、安保関連法案が国会で審議されていた際、PKO協力法に関する世論調査の結果を振り返り、国会での議論や与野党による修正と並行してPKO協力法に対する賛成が広がったとする記事を掲載した(「データを読む 世論調査から」PKO法案と自衛隊派遣 92年の賛否逆転のわけ」『朝日新聞』2015.8.1)。同記事のグラフでは時を追うごとにPKO協力法への賛成が広がったかのように見えるが、本稿で言及した1992年6月のPKO協力法成立直後の世論調査で賛否が拮抗していたことに言及していない。

(18) この間の事実関係については、以下を参照。防衛省編『防衛白書』各年版; 田村重信ほか編著『日本の防衛法制 第2版』内外出版, 2012; 森本敏編著『国民として知っておきたい日本の安全保障問題—湾岸戦争から防衛省昇格までの国会論議要覧—』海竜社, 2007; 「安保法案 衆院通過 危機対応 切れ目なく」『読売新聞』2015.7.17。

表 11 国連平和維持活動への参加についての考え方に関する世論調査（政府）

（単位：％）

		実施年月										
		1994.10	1995.10	1996.10	1997.10	1998.11	1999.10	2000.10	2001.10	2002.10	2003.10	2004.10
日本はこれからの国際社会への貢献として、PKOにきりか	これ以上積極的に参加すべきだ	15.5	23.5	24.0	25.5	31.4	29.9	28.4	31.2	26.5	22.1	22.2
	このまま程度を続けるべきだ	43.4	46.4	46.2	47.9	47.7	48.2	47.8	48.5	49.7	44.7	46.8
	参加すべきだが、出来るだけ少なくすべきだ	25.0	18.3	18.8	15.0	11.6	12.7	11.8	10.4	13.6	20.0	17.7
	参加すべきではない	8.6	5.7	3.9	3.3	2.8	2.3	2.1	1.8	2.2	4.1	4.4

		実施年月										
		2005.10	2006.10	2007.10	2008.10	2009.10	2010.10	2011.10	2012.10	2013.10	2014.10	2016.1
日本はこれからの国際社会への貢献として、PKOにきりか	これ以上積極的に参加すべきだ	24.4	25.4	26.9	25.1	29.4	34.2	32.5	33.9	30.5	25.5	28.0
	このまま程度を続けるべきだ	49.5	50.6	49.1	51.6	51.0	51.0	51.1	49.4	53.2	55.5	53.0
	参加すべきだが、出来るだけ少なくすべきだ	15.4	14.6	15.5	16.0	12.1	9.8	10.4	9.1	10.8	11.5	12.7
	参加すべきではない	2.8	2.6	3.3	3.1	1.7	1.7	1.0	1.7	1.5	1.7	1.8

（注） 質問文は実施年月によって異なる。

（出典） 内閣府大臣官房政府広報室『外交に関する世論調査』（世論調査報告書 平成 26 年 10 月調査）2014, pp.64, 107; 同「平成 27 年度 外交に関する世論調査 図 29」<<http://survey.gov-online.go.jp/h27/h27-gaiko/zh/z29.html>> を基に筆者作成。

れ、同月 29 日に成立、11 月 2 日に施行された。野党との修正協議も行われたが合意を見なかった。同法の成立を受け、海上自衛隊がインド洋に派遣された。

短期間で法律が成立したため、法律の賛否についての世論調査は多くないが、自衛隊派遣などについていくつかの関連する調査が行われている（表 12、13）。

2001（平成 13）年 9 月に行われた朝日新聞の調査では、対米協力への賛成は 6 割を超えたが、自衛隊派遣についての賛否になると、賛成（42%）より反対（46%）のほうが上回った。読売新聞の調査では、対米協力について 3 択で問うており、「ある程度は協力すべきだ」という中間的な選択肢を含め、9 割近くが対米協力賛成の結果となった。

10 月の朝日新聞の調査では、対米協力への賛成はさらに増えて 7 割を超えた。一方、テロ特措法案に対する賛成はそれより低く 51% であり、反対は 29% であった。

ただし、自衛隊の海外活動の拡大への賛否になると、賛成は 49% で、テロ特措法案への賛成とほぼ同程度である一方、反対は 40% で法案への反対よりも多かった。テロ特措法は明らかに自衛隊の海外での活動を広げることになるものなので、世論の混乱が見られるとの指摘がある⁽²⁰⁾。

(19) 「平成 13 年 9 月 11 日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法」（平成 13 年法律第 113 号）。2007（平成 19）年失効。

表 12 テロ特措法等に関する世論調査（朝日新聞）

(単位：%)

	実施年月	2001.9	2001.10	2001.11	2002.8-9	2003.7
同時多発テロへの対応で、日本が米国に協力することに賛成か反対か	賛成	62	71			
	反対	25	17			
米国の軍隊を後方支援するための自衛隊の派遣に賛成か反対か	賛成	42				
	反対	46				
テロ特措法案に賛成か反対か	賛成		51			
	反対		29			
自衛隊の海外での活動を広げることに賛成か反対か	賛成		49			
	反対		40			
テロ特措法に基づく自衛隊のインド洋への派遣に賛成か反対か	賛成			44		
	反対			48		
同時多発テロ事件後、インド洋に自衛隊の艦船を派遣した日本の対応を評価するか	評価する				50	49
	評価しない				41	37
自衛隊の派遣を延長することに賛成か反対か	賛成					32
	反対					55

(出典) 『朝日新聞』 2001.10.1, 2001.10.16, 2001.11.27, 2002.9.8, 2003.7.23 を基に筆者作成。

テロ特措法が成立した後の 11 月の朝日新聞の調査では、自衛隊の派遣の賛否について、賛成 (44%) より反対 (48%) が上回った。

その後、2002 (平成 14) 年と 2003 (平成 15) 年の朝日新聞の調査では、自衛隊の派遣について、「評価する」が約半数に達した。一方、法律の期限切れを前にした 2003 (平成 15) 年の調査における、派遣期間の延長に関する質問では反対が 55% と半数を超えた。同時期の読売新聞の調査でも派遣期間延長に反対 (46.5%) が賛成 (26.8%) よりも多かった。自衛隊の派遣は評価する世論が多い一方で、派遣期間延長には反対が多いという結果となった。後述するイラク特措法と同様の傾向が見られた。

表 13 テロ特措法等に関する世論調査（読売新聞）

(単位：%)

	実施年月	2001.9	2003.7
日本は米国の軍事行動に積極的に協力すべきだと思うか	積極的に協力すべきだ	24.7	
	ある程度は協力すべきだ	62.4	
	協力すべきではない	12.0	
米英軍などを後方支援するために、インド洋に派遣されている自衛隊の派遣期間を延長することに賛成か反対か	賛成		26.8
	反対		46.5

(出典) 『読売新聞』 2001.9.26, 2003.7.15 を基に筆者作成。

2 イラク特措法

2003 (平成 15) 年 3 月に米英軍のイラクへの攻撃によりイラク戦争が始まり、5 月にジョージ・H・W・ブッシュ (George H. W. Bush) 米大統領による大規模戦闘終結宣言で一応終結した。同年 7 月、イラクにおいて自衛隊が人道復興支援活動及び安全確保支援活動を行うことを規定したイラク特措法⁽²¹⁾が制定された。同法は、小泉内閣時の 6 月 13 日に閣議決定され国会に提出されて、7 月 4 日に衆議院で可決、26 日に参議院で可決、成立した。野党は参議院での採決

(20) 大石裕「世論調査と市民意識—イラク戦争と自衛隊派遣 (2003~2004 年) を一事例として—」『慶應義塾大学メディア・コミュニケーション研究所紀要』55 号, 2005.3, pp.49-50. <<http://www.mediacom.keio.ac.jp/publication/pdf2005/kiyou55/ooishi.pdf>>

を前に、閣僚の問責決議案を相次いで提出するなど激しい抵抗を見せた。同法は8月1日に施行された。その後、イラク国内での治安情勢を確認した上で、同年12月から自衛隊のイラク派遣が開始された。

イラク特措法に関連する世論調査としては、イラクへの自衛隊派遣の賛否などについて問われたものがある（表14、15）。

朝日新聞の調査では、2003（平成15）年6月の時点では、イラクへの自衛隊派遣について賛成は46%で反対（43%）よりも多かった。

しかし、同年7月の読売新聞の調査では、賛成（30.5%）より反対（43.2%）が上回った。朝日新聞の調査でも7月以後は、自衛隊のイラク派遣について、反対のほうが賛成より多い時期が続いた。特にイラク特措法成立直後の同年8月には、最も賛成が少なく31%であり、反対は最も多く58%で、両者の差が最も開いた。しかし、両者の差は徐々に縮まり、同年12月に実際に自衛隊が派遣された後の2004（平成16）年3月には賛成42%、反対41%となり両者が拮抗した。

表14 イラク特措法に関連する世論調査（朝日新聞）

（単位：%）

		実施年月	2003.6	2003.7	2003.8	2003.10	2003.12	2004.1	2004.2	2004.3
イラクへの自衛隊派遣に賛成か反対か	賛成		46	33	31	32	34	40	44	42
	反対		43	55	58	55	55	48	48	41

		実施年月	2004.10	2004.11	2004.12	2005.1	2005.11	2006.6	2007.3
イラクへの自衛隊派遣を期限を延長して続けることに賛成か反対か	賛成		25	29	31	33	22		19
	反対		63	62	58	55	69		69
イラクへの自衛隊派遣は日本にとってよかったと思うか	よかった							49	
	よくなかった							35	

（出典）『朝日新聞』2003.7.1, 2003.7.23, 2003.8.26, 2003.10.24, 2003.12.13, 2004.1.20, 2004.2.24, 2004.3.17, 2004.10.26, 2004.11.30, 2004.12.21, 2005.11.29, 2006.6.28, 2007.3.15; 『朝日総研リポート—AIR21—』178号, 2005.3, p.151; 195号, 2006.8, p.147 を基に筆者作成。

表15 イラク特措法に関連する世論調査（読売新聞）

（単位：%）

		実施年月	2003.7	2004.1	2004.2	2004.4	2004.5	2004.11	2004.12	2006.7
自衛隊をイラクに派遣することに賛成か反対か	賛成		30.5							
	反対		43.2							
政府がイラクへの自衛隊の派遣を決定したこと（又は自衛隊を派遣したこと）を評価するか	大いに評価する			14.3	18.7	18.5	18.4	11.3	11.9	19.0
	多少は評価する			38.7	39.7	41.5	40.6	41.7	41.1	39.9
	あまり評価しない			25.7	26.7	23.2	22.9	28.5	27.2	23.7
	全く評価しない			18.5	10.9	14.0	15.0	15.1	16.3	13.9
イラクで活動している自衛隊の派遣期限の延長を支持するか	支持する							25.1	27.8	
	支持しない							53.0	49.5	

（出典）『読売新聞』2003.7.15, 2004.1.27, 2004.2.27, 2004.4.20, 2004.6.3, 2004.11.16, 2004.12.14, 2006.7.13 を基に筆者作成。

(21) 「イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法」（平成15年法律第137号）。2009（平成21）年失効。

一方、読売新聞では、イラク特措法成立後、しばらく自衛隊のイラク派遣関連の世論調査は行われなかった。2004（平成16）年1月以後は、自衛隊のイラク派遣の「賛否」ではなく「評価」を問うようになり、評価する回答が5～6割で、ほぼ4割だった評価しない回答よりも一貫して多かった。

イラクへの自衛隊の派遣期間は当初、1年間であり、2004（平成16）年12月で期限切れとなる予定であった。期限切れが近づくと延長についての設問が設けられるようになった。自衛隊派遣の延長について、朝日新聞の調査では賛成は約2～3割、反対は5～7割で推移し、読売新聞の調査では派遣期間の延長を「支持する」が20%台後半、「支持しない」が約5割と、両者とも一貫して反対の世論のほうが多数を占めた。その後、派遣期間は数次にわたり延長され、2007（平成19）年には、当初4年間だった法律の期限を2年間延長する改正が行われた。延長については反対が多数となる結果は、前述したテロ特措法と同様であった。

2006（平成18）年6月、政府は陸上自衛隊の撤収と航空自衛隊の活動の継続を決定した。その頃行われた調査には、自衛隊派遣についての評価を問う設問が設けられた。朝日新聞の調査では「イラクへの自衛隊派遣は日本にとってよかったと思うか」に対し「よかった」49%、「よくなかった」35%、読売新聞の調査では、イラクへの自衛隊の派遣を評価する回答が6割弱、評価しない回答が4割弱であり、いずれも肯定的な意見が多数であった。政府の調査（表16）では、評価するとの回答が7割を超え、評価しないとの回答が2割強であり、朝日、読売両新聞の調査よりも肯定的な回答が多数を占めた。

3 補給支援特措法

前述したテロ特措法は、2年間の限時法であり、2003（平成15）年に2年、2005（平成17）年と2006（平成18）年にそれぞれ1年延長する改正が行われた。しかし、2007（平成19）年7月の参議院選挙で与党が過半数割れし、いわゆる「ねじれ国会」となり、野党は同法の延長に反対であったため延長は困難となった。9月に第1次安倍晋三内閣から交代した福田康夫内閣は、10月17日、自衛隊の活動再開のための新法である補給支援特措法案を閣議決定し国会に提出した。その後、11月1日にテロ特措法の期限が切れ、海上自衛隊はインド洋から撤退することになった。補給支援特措法案は、11月13日に衆議院で可決されたが、野党が多数を占める参議院では、2008（平成20）年1月11日の本会議で否決された。同日、衆議院で出席議員の3分の2以上の多数により再可決され成立した⁽²²⁾。

自衛隊の派遣継続についての議論は、2007（平成19）年7月の参議院選挙で与党が過半数割れした後に活発化した。同年9月頃から、この問題について世論調査でも関連する設問が設けられるようになった（表17、18）。

2007（平成19）年9月前半の読売新聞の調査では、自衛隊の派遣期間の延長に賛成が29.3%、

表16 陸上自衛隊のイラク人道復興支援活動の評価に関する世論調査（政府）

		実施年月	2006.9
陸上自衛隊のイラク人道復興支援活動について、どの程度評価するか	高く評価する		25.6
	多少は評価する		45.9
	あまり評価しない		17.4
	評価しない		5.1

（出典）内閣府大臣官房政府広報室『個人情報保護に関する世論調査（附帯：自衛隊のイラク人道復興支援活動に関する特別世論調査）』（世論調査報告書 平成18年9月調査）2006, pp.159, 166 を基に筆者作成。

⁽²²⁾ 「テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法」（平成20年法律第1号）。2010（平成22）年失効。

表 17 補給支援特措法等に関する世論調査（読売新聞）

(単位：%)

	実施年月（日）	2007.9.8-9	2007.9.25-26	2007.10	2007.11	2007.12	2008.1
インド洋への自衛隊の派遣期間の延長に賛成か反対か	賛成	29.3					
	反対	38.8					
海上自衛隊が給油活動が続けることに賛成か反対か（注1）	賛成		46.9	49.1	50.6	47.5	
	反対		39.7	37.2	40.3	41.1	
補給支援特措法案に賛成か反対か（注2）	賛成				48.7	44.7	
	反対				38.8	42.6	
補給支援特措法の成立を評価するか	大いに評価する						16.1
	多少は評価する						31.3
	あまり評価しない						26.1
	全く評価しない						17.8

	実施年月（日）	2008.10	2008.11	2009.8	2009.9	2009.10	2009.11.6-8	2009.11.20-23
インド洋に海上自衛隊の艦船を派遣して行っている給油活動が続けることに賛成か反対か（注3）	賛成	46.6	43.5					
	反対	39.9	43.6					
民主党が、インド洋での海上自衛隊の給油活動を、2010年1月の期限切れまでに終了するとしていることについて、評価するか	評価する			37.8				
	評価しない			41.0				
インド洋での海上自衛隊の給油活動を、2010年1月の期限切れまでに終了することについて	賛成				44	48	47	56
	反対				39	37	34	32

(注1) 設問は以下。

2007.9.25-26, 2007.10：「政府は、現在、テロ対策特別措置法に基づいて、インド洋に海上自衛隊の艦船を派遣し、アフガニスタンで対テロ作戦を行っている多国籍軍の船に、給油活動などを行っています。派遣の期限は11月1日で切れますが、あなたは、海上自衛隊が給油活動が続けることに、賛成ですか、反対ですか。」

2007.11, 12：「テロ対策特別措置法に基づいてインド洋に派遣された海上自衛隊の艦船は、アフガニスタンで対テロ作戦を行っている多国籍軍の船に、給油活動などを行ってきましたが、11月1日にこの法律が期限切れとなり、活動を終了しました。あなたは、海上自衛隊が給油活動が続けることに、賛成ですか、反対ですか。」

(注2) 設問は以下。

「政府が、給油活動を継続するために、国会に提出した新しい法律案では、インド洋での海上自衛隊の活動を給油と給水に限定し、国会での承認をなくし、活動期間を1年としています。あなたは、この政府の案に、賛成ですか、反対ですか。」

(注3) 2008.11は「賛成」は「賛成」「どちらかといえば賛成」の合計、「反対」は「どちらかといえば反対」「反対」の合計。

(出典) 『読売新聞』2007.9.11, 2007.9.27, 2007.10.10, 2007.11.13, 2007.12.11, 2008.1.16, 2008.10.13, 2008.12.18, 2009.8.7, 2009.9.18, 2009.10.5, 2009.11.10, 2009.12.11 を基に筆者作成。

反対が38.8%であった。同年9月と10月の朝日新聞の調査でも、インド洋での自衛隊の活動継続への賛成（それぞれ35%、39%）を反対（同45%、44%）が上回っていた。ところが、9月後半と10月の読売新聞の調査では、海上自衛隊の給油活動の継続に賛成（それぞれ46.9%、49.1%）が反対（同39.7%、37.2%）を上回り、同時期の朝日新聞の結果とは異なる結果となった。同時期、他の媒体の調査でも、海上自衛隊の給油活動の継続への賛成が反対を上回っていた⁽²³⁾。こうした点について、①朝日新聞は「自衛隊の活動」の継続への賛否を聞いている一方で、読売新聞は「給油活動」の継続への賛否を聞いているというように質問文に違いがある、②朝日新聞の質問文に明記されている「民主党は反対する姿勢です」といったことが判断基準として作用

表 18 補給支援特措法等に関する世論調査 (朝日新聞)

(単位：%)

	実施年月(日)	2007.9	2007.10	2007.11	2007.12.1-2	2007.12.19-20	2008.1	2008.8	2008.10
インド洋で自衛隊が活動を続けることに賛成か反対か(注1)	賛成	35	39						
	反対	45	44						
インド洋での自衛隊の活動を再開することが必要だと思うか(注2)	必要だ			43	44	37	34		
	必要ではない			41	44	48	48		
補給支援特措法(案)に賛成か反対か(注3)	賛成			35	36	34	36		
	反対			43	43	44	40		
インド洋で自衛隊が活動を続けることは必要だと思うか	必要だ							37	42
	必要ではない							50	42

(注1) 設問は以下。

「アフガニスタンでテロ組織と戦うため、アメリカ軍などの艦隊がインド洋に派遣されています。この艦隊を自衛隊が支援するためのテロ対策特別措置法の期限が11月1日に切れ、自衛隊の活動を続けるために、政府は新しい法案を国会に提出する考えですが、民主党は反対する姿勢です。インド洋で自衛隊が活動を続けることに賛成ですか。反対ですか。」

(注2) 設問は以下。

「アフガニスタンでテロ組織と戦うため、アメリカ軍などの艦隊がインド洋に派遣されています。この艦隊を自衛隊が支援するためのテロ対策特別措置法の期限が11月1日に切れ、自衛隊はインド洋での活動を停止しました。自衛隊の活動を再開することが必要だと思いますか。必要ではないと思いますか。」

(注3) 設問は以下。

2007.11-2007.12.19-20：「政府はテロ対策特別措置法に代わる新しい法案を提出し、国会で審議されています。この法案はインド洋での自衛隊の活動内容を給油と給水に限定し、期間を1年間として、国会で活動内容の承認を受ける必要をなくすという内容です。この法案に賛成ですか。反対ですか。」

2008.1：「テロ対策特別措置法に代わる新しい法律が成立しました。この法律は、インド洋での自衛隊の活動内容を給油と給水に限定し、期間を1年間として、国会で活動内容の承認を受ける必要をなくすという内容です。この法律に賛成ですか。反対ですか。」

(出典) 『朝日新聞』2007.9.14, 2007.10.16, 2007.11.5, 2007.12.4, 2007.12.21, 2008.1.13, 2008.9.2, 2008.10.15を基に筆者作成。

する、③朝日新聞の調査は質問文が長めであり、質問を長々とすることでマイナスイメージが膨らみ、賛成がはばかれることになる、といった指摘が見られる⁽²⁴⁾。

読売新聞の調査には11月以降も給油活動の継続の賛否を問う設問があり、結果は、賛成が約5割、反対が約4割と、それ以前と同様に賛成が多数を占めていた。朝日新聞の調査では、「インド洋での自衛隊の活動を再開することが必要か」との設問において、11月と12月前半は「必要だ」と「必要ではない」がそれぞれ4割強でほぼ拮抗したが、12月後半以後は「必要ではない」が5割弱で多数を占めた。

11月以降は、朝日、読売両新聞とも、補給支援特措法案の賛否についての設問も設けた。朝日新聞の調査では、常に賛成が約35%、反対が4割強で反対が多かったが、読売新聞の調査で

23) 例えば、毎日新聞の調査では海上自衛隊のインド洋での給油活動の継続について、9月は賛成49%、反対42%、10月は賛成48%、反対43%であった(「毎日新聞世論調査：衆院「解散すべきだ」59% 次期衆院選、「民主勝利望む」43%」『毎日新聞』2007.9.14; 「毎日新聞世論調査：海自給油活動継続「賛成5割以下つらい」 政府・与党、懸念広がる」『毎日新聞』2007.10.22.)。産経新聞の調査では、9月中旬は「海上自衛隊によるインド洋での補給活動継続」について賛成48.7%、反対39.1%、9月下旬は「インド洋上の海上自衛隊の補給活動延長」について賛成51.0%、反対39.7%であった(「産経・FNN 合同世論調査 質問と回答」『産経新聞』2007.9.18; 「本社・FNN 合同世論調査 質問と回答」『産経新聞』2007.9.29。なお、本稿で産経新聞の世論調査としているのは、産経新聞社とFNN(フジニュースネットワーク)の合同世論調査である。)以下も参照。「基礎からわかる「世論調査報道」」『読売新聞』2007.11.5。

24) 『読売新聞』同上

は11月には賛成48.7%、反対38.8%、12月には賛成44.7%、反対42.6%で賛成のほうが多かった。この設問では、法案の内容に関する説明において、朝日新聞は「自衛隊の活動内容を給油と給水に限定、期間は1年間、国会承認の必要をなくす」、読売新聞は「自衛隊の活動を給油と給水に限定、国会での承認をなくし、活動期間は1年」といったように、ほぼ同様の内容を順番を変えて述べている点に違いが見られるだけであった。

このように、給油の再開や補給支援特措法案への賛否について、朝日、読売両新聞の調査で異なる結果が出た。

なお、補給支援特措法も、1年間の限時法であったが、法律の期限を1年間延長する改正法が2008（平成20）年12月に成立した。その後、2009（平成21）年に成立した民主党政権下で、同法は延長されず、2010（平成22）年1月に失効した。同法の期限延長による自衛隊の活動の継続について、2008（平成20）年から2009（平成21）年までの読売新聞の調査では、賛成が反対よりも多いこともあった⁽²⁵⁾。これは前述したテロ特措法やイラク特措法に関する世論調査結果とは異なる点であった。ただし、民主党政権成立後は、期限切れまでに終了するという政権の方針への賛成が、反対よりも常に多かった（賛成は44～56%、反対は32～39%）。

また、補給支援特措法成立後1年を経過した2009（平成21）年1月の政府の調査では、自衛隊の補給支援活動を評価するとの回答が7割を占めた（表19）。テロ特措法やイラク特措法などでも見られたように、法律の制定過程では自衛隊派遣に慎重な世論が一定の割合を占めていても、実際の自衛隊派遣が実施されると、肯定的な世論が多くなるという傾向が確認できる。

4 周辺事態法と有事法制

これまで、1990年代以降については主に自衛隊の海外派遣法制に関する世論調査について述べてきた。ほかに安全保障関連の重要な法律として、1999（平成11）年に成立した周辺事態法⁽²⁶⁾などのガイドライン関連法と2003（平成15）年に成立した有事法制⁽²⁷⁾がある。これらの法律については、その成立前後で関連する世論調査がそれほど多くは行われなかったため、朝日、読売両新聞に加え、毎日新聞やNHKの世論調査も参照することとする。

(1) 周辺事態法

冷戦終結により、日米同盟は、その存在意義が問われることになった一方、第1次朝鮮半島核危機（1993～94年）や台湾海峡危機（1996年）といった日本の安全保障に重大な影響を与える

表19 海上自衛隊の補給支援活動についての評価に関する世論調査（政府）

		実施年月	
		2009.1	
海上自衛隊の補給支援活動についてのどの程度評価するか	高く評価する	23.2	
	多少は評価する	47.2	
	あまり評価しない	17.6	
	評価しない	5.0	

（出典）内閣府大臣官房政府広報室『総合法律支援に関する世論調査（附帯：自衛隊の補給支援活動に関する特別世論調査）』（世論調査報告書 平成21年1月調査）2009, pp.122, 130を基に筆者作成。

(25) 例えば、2008年10月の調査では「インド洋に海上自衛隊の艦船を派遣して行っている給油活動を続けることに賛成か反対か」に対し、賛成46.6%、反対39.9%、2009年8月の調査では「民主党が、インド洋での海上自衛隊の給油活動を、2010年1月の期限切れまでに終了とされていることについて、評価するか」に対し、「評価する」37.8%、「評価しない」41.0%であった。

(26) 「周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律」（平成11年法律第60号）

(27) 「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」（平成15年法律第79号。以下「武力攻撃事態対処法」）等。

事態が起きた⁽²⁸⁾。こうした中、1996（平成8）年4月には、日米安全保障共同宣言で、1978（昭和53）年に策定された日米防衛協力のための指針（ガイドライン）の見直しが謳われた。これを受け、1997（平成9）年9月にガイドラインが改定され、日本周辺地域における事態（周辺事態）の際の日米の役割分担が定められた⁽²⁹⁾。その国内法の整備として、周辺事態法などのガイドライン関連法案の成立が目指された。ガイドライン関連法案は橋本龍太郎内閣時の1998（平成10）年4月に閣議決定され、国会に提出されたが、継続審査となった。小渕恵三内閣時の1999（平成11）年3月、ガイドライン関連法案の審議が開始され、4月27日に衆議院で可決、5月24日に参議院で可決、成立した⁽³⁰⁾。最大野党の民主党は周辺事態法には反対した⁽³¹⁾。

1999（平成11）年3月に朝日新聞が行った調査（表20）では、ガイドライン関連法案について、賛成37%、反対43%で反対のほうが多い結果となった⁽³²⁾。一方、同年4月にNHKが行った世論調査（表21）では「ガイドライン関連法を整備する必要があると思うか」との問いに対し、「必要がある」が6割以上を占め、「必要はない」は1割強にとどまった。

一方、ガイドライン関連法が成立した後に行われた読売新聞の世論調査（表22）では、ガイドライン関連法が「安全を確保するために役立つ」32.9%、「安全を脅かすことにつながる」27.5%となり、どちらかと言えば肯定的な回答のほうが多かったが、「どちらとも言えない」が3分の1を超え、判断を留保する回答も多数見られた。

表22 周辺事態法等に関する世論調査（読売新聞）

（単位：％）

	実施年月	1999.7
ガイドライン関連法が日本の安全を確保するために役立つと思うか、日本の安全を脅かすことにつながると思うか	安全を確保するために役立つ	32.9
	安全を脅かすことにつながる	27.5
	どちらとも言えない	35.1

（出典）『読売新聞』1999.8.4を基に筆者作成。

表20 周辺事態法等に関する世論調査（朝日新聞）

（単位：％）

	実施年月	1999.3
ガイドライン関連法案に賛成か反対か	賛成	9
	どちらかといえば賛成	28
	どちらかといえば反対	25
	反対	18

（出典）『朝日新聞』1999.3.19を基に筆者作成。

表21 周辺事態法等に関する世論調査（NHK）

（単位：％）

	実施年月	1999.4
ガイドライン関連法を整備する必要があると思うか	必要がある	64.1
	必要はない	12.2

（出典）『放送研究と調査』49(6), 1999.6, p.66を基に筆者作成。

(28) 福田毅「日米防衛協力における3つの転機—1978年ガイドラインから「日米同盟の変革」までの道程—」『レファレンス』666号, 2006.7, p.158. <<http://dl.ndl.go.jp/view/prepareDownload?itemId=info%3Andljp%2Fpid%2F999821&contentNo=1>>

(29) なお、日米防衛協力のための指針は2015（平成27）年4月に再度改定された。「日米防衛協力のための指針」防衛省・自衛隊ウェブサイト <<http://www.mod.go.jp/j/approach/anpo/shishin/index.html>>

(30) なお、当初の周辺事態法案には船舶検査活動についても規定されていたが、衆議院における修正の際に削除され、別途、「周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律」（平成12年法律第145号。いわゆる「船舶検査活動法」）として、2000（平成12）年に成立した。

(31) 「ガイドライン関連法 自公で「新安保」構築 政権枠組み、自民内の論争決着」『読売新聞』1999.5.25.

(32) 「賛成」「どちらかといえば賛成」を「賛成」、「反対」「どちらかといえば反対」を「反対」に数えた。

(2) 有事法制

有事法制については、防衛庁が研究を行っていたことが、佐藤栄作内閣時の1965（昭和40）年に問題化したことがあった（「三矢研究」⁽³³⁾）。その後、福田赳夫内閣時の1977（昭和52）年、防衛庁は正式に有事法制の研究に着手した。1981（昭和56）年4月に中間報告が発表されたの続き、1984（昭和59）年10月に報告が公表された。

こうした研究の成果を踏まえ、小泉内閣時の2002（平成14）年4月、有事関連法案が閣議決定され、国会に提出された。その後、2度の継続審査を経て、2003（平成15）年5月15日に衆議院を通過し、6月6日に参議院で可決、成立した⁽³⁴⁾。その間、与野党協議を経て修正が行われ、与党に加え、最大野党の民主党も賛成した。安全保障関連の法律は、与野党対決となりがちであるが、有事法制は、与野党合意で成立したのである。

有事法制については、防衛庁が研究を開始していた1980年代から、世論調査が行われていた⁽³⁵⁾。読売新聞が1980年代に行った3回の調査では、当初は賛否が3割程度で拮抗していたものの、その後、賛成はほぼ横ばいで推移した一方、反対が徐々に増えていった（表23）。一方、政府が1981（昭和56）年に行った調査では、「有事法制を整えておくべきだと思うか」に対し「思う」が35.7%、「思わない」が21.2%であった一方、「その他・わからない」が4割以上を占めた（表24）。

このように、1980年代までは有事法制に対する賛成が必ずしも多かったわけではない。これが1990年代後半になると大きく変化する。

NHKが1997（平成9）年に行った調査では、有事に備えた法制度を整備することが必要との回答が半数近くに上った（表25）。読売新聞が1990年代末から2000年代初頭にかけて行った調査では、法律成立直前の2003（平成15）年を除き、賛成が半数近くに達し、反対は2割台前半にとどまった。

表23 有事法制に関する世論調査（読売新聞）

（単位：％）

	実施年月	1981.4	1984.11	1988.6	1999.7	2001.3	2002.3	2003.3
有事法制を整備すべきだ という意見に賛成か反対か (注)	賛成	28.2	27.4	27.9	46.0	49.1	47.6	43.6
	反対	29.3	32.1	37.5	24.0	20.2	21.1	25.6
	どちらとも言えない	31.7	27.8	25.9	25.4	25.6	27.9	27.8

(注) 設問は以下。

1981.4-1988.6: 「(A) 「戦争など“有事”に備えて、国が交通・通信・経済の統制など非常の措置をとれるよう、平時から準備しておくべきだ」という意見と、(B) 「そのような制度は民主主義と人権にとって危険だから設けるべきではない」という意見があります。あなたは、どちらの意見に賛成ですか。」（「(A) の意見に賛成」「(B) の意見に賛成」「いちがいにいえない」の3つの選択肢を、本表では、便宜上、順に「賛成」「反対」「どちらとも言えない」に当てはめた）

1999.7-2003.3: 「外国からの武力攻撃を受けた場合に備え、一時的に国民の権利を制限しても、出動した自衛隊が、支障なく活動できるようにするための法律を整備すべきだ」という意見があります。あなたは、この意見に、賛成ですか、反対ですか。」

(出典) 『読売新聞』1981.5.2, 1984.11.26, 1988.7.11, 夕刊, 1999.8.4, 2001.4.5, 2002.4.5, 2003.4.2 を基に筆者作成。

⁽³³⁾ 有事法制の制定に至る過程については次を参照。森本編著 前掲注(18), pp.318-321; 防衛庁編『防衛白書 平成15年版』2003, pp.154-158。

⁽³⁴⁾ さらに2004（平成16）年には、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（平成16年法律第112号。いわゆる「国民保護法」）などの関連法が成立した。

⁽³⁵⁾ 森本編著 前掲注(18), pp.322-323; 川内友明「世論と時代 ガイドラインと「周辺危機」 定着した有事意識 PKO参加が促す」『This is 読売』8(9), 1997.11, pp.114-116 等も参照。

毎日新聞の調査では、有事関連法案の国会提出前の2002（平成14）年1月には有事法制について「必要」が6割、「必要ではない」が2割だったが、提出後の4月には「必要」が13ポイント減り、「必要ではない」が15ポイント増えた。成立直前の2003（平成15）年5月から6月にかけて行われた調査では、有事法制の整備を「評価する」が3割、「評価しない」が2割であった一方、「わからない」も4割を占めた（表26）。

成立後にNHKが行った世論調査では、有事法制を評価する意見が55.5%と多数を占めた。

これらを踏まえると、長期的には、1980年代までは有事法制の必要性を認める世論が大きかったとは言えないものの、1990年代以降はそれが大きく変化し、有事法制の必要性を認める世論が多数を占めるようになったと言える。その背景には、北朝鮮問題や米国同時多発テロの発生などが指摘できよう⁽³⁶⁾。

一方、短期的に見ると、読売新聞や毎日新聞の調査では、法案が提出されて法律の成立が現実味を帯びてくると、それまで有事法制の必要性を認める世論が多数だったにもかかわらず、肯定的な意見が減って、否定的な意見が増えるという傾向が見られた。

表 24 有事法制に関する世論調査（政府）
(単位：%)

	実施年月	1981.12
有事法制を整えておくべきだと思うか	思う	35.7
	思わない	21.2
	その他・わからない	43.1

(出典) 内閣総理大臣官房広報室『わが国の平和と安全に関する世論調査』(世論調査報告書 昭和56年12月調査) 1982, pp.27, 190 を基に筆者作成。

表 25 有事法制に関する世論調査（NHK）
(単位：%)

	実施年月	1997.6	2003.6
日本の「有事」に備えた法制度を整えることが必要だと思うか	必要だ	49.7	
	必要ではない	16.4	
有事関連法を評価するか	評価する		55.5
	評価しない		29.9

(出典) 『放送研究と調査』47(10), 1997.10, p.61; 53(8), 2003.8, p.126 を基に筆者作成。

表 26 有事法制に関する世論調査（毎日新聞）
(単位：%)

	実施年月	2002.1	2002.4	2003.5-6
有事法制が必要だと思うか	必要だ	61	48	
	必要ではない	20	35	
有事法制の整備を評価するか	評価する			31
	評価しない			21
	わからない			40

(出典) 『毎日新聞』2002.1.21, 2002.4.23, 2003.6.2 を基に筆者作成。

⁽³⁶⁾ 森本編著 同上, p.323; 「りそな公的資金「評価」10% 「どちらともいえない」も4割 毎日新聞世論調査」『毎日新聞』2003.6.2.

IV 集団的自衛権の行使容認と安保関連法に関する世論調査

1 集団的自衛権の行使容認

2015（平成27）年に成立した安保関連法の前提になったのが、2014（平成26）年7月1日の「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」の閣議決定（以下「7・1閣議決定」）⁽³⁷⁾である。これにより、集団的自衛権の行使が限定的に容認されるとの政府の見解が示された。

それ以前には、政府は集団的自衛権について、国際法上保有しているが、憲法上行使できないとの見解をとってきた。これを再検討する具体的な動きが起こったのが第1次安倍内閣の際である。2007（平成19）年、安倍首相の私的諮問機関である「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」（以下「安保法制懇」。座長は柳井俊二元外務事務次官）が設置されて議論されたが、報告書が提出されたのは安倍内閣が退陣した後であったため、憲法解釈の変更には至らなかった。

第2次安倍内閣発足後、2013（平成25）年に安保法制懇が再開され、議論が本格化した。特に同年8月に、内閣法制局長官に、内閣法制次長が昇格して長官に就任する従来の慣例とは異なり、外務省出身の小松一郎氏が就任し、憲法解釈変更への動きが具体化することになった。安保法制懇は2014（平成26）年5月15日に2回目の報告書を提出し、その後、自由民主党と公明党による与党協議を経て、7・1閣議決定が行われた。

集団的自衛権について、読売新聞は憲法に関する世論調査の中で、2000年代初頭から継続して調査してきた（表27）。2006（平成18）年からは、「憲法を改正して、集団的自衛権を使えるようにする」「憲法の解釈を変更して、集団的自衛権を使えるようにする」「これまで通り、使えなくてよい」というように、集団的自衛権の行使容認の立場について、憲法改正によるか憲法解釈の変更によるかを分け、3つの選択肢を設けて調査を行ってきた。この3択では常に、「これまで通り、使えなくてよい」が約4～5割で最も多かった。

与党内の議論が本格化した2014（平成26）年4月以降、集団的自衛権に関する世論調査は各社で毎月のように行われるようになった。ここでは朝日、読売、毎日、産経各新聞の世論調査を参照する。

朝日新聞は、集団的自衛権を使えるようにすることに賛成か反対かの2択で調査を行い、4～6月のいずれの調査でも、賛成が27～29%、反対が55～56%とほぼ同水準であった（表28）。

これに対し、集団的自衛権の行使について、「全面的に容認」「必要最小限で容認（あるいは限定的に容認）」「容認しない」といったように3つの選択肢を設けて行われた調査もあった。この背景には、2014（平成26）年3月、自民党の高村正彦副総裁が、1959（昭和34）年12月の砂川事件の最高裁判所の判決⁽³⁸⁾を根拠に、「必要最小限度の集団的自衛権の行使は認められる」とする「限定容認論」を提唱し、自民党内の議論はそれを契機にまとまったという経緯がある⁽³⁹⁾。こうした議論の影響から、世論調査でも「必要最小限度」や「限定的」といった留保つきの選

⁽³⁷⁾ 「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」（平成26年7月1日国家安全保障会議決定、閣議決定）内閣官房ウェブサイト<<http://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/pdf/anpohosei.pdf>>

⁽³⁸⁾ 「最高裁判所大法廷昭和34年12月16日判決」裁判所ウェブサイト<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/js_20100319122921884541.pdf>

⁽³⁹⁾ 「集団自衛権 自民 限定容認論が大勢 議論開始 「高村氏の話に納得」『読売新聞』2014.4.1; 「[スキャナー] 集団自衛権 与党協議 自民「限定容認」で説得」『読売新聞』2014.4.5.

表 27 集団的自衛権に関する世論調査（読売新聞）

(単位：%)

		実施年月	2006.3	2007.3	2008.3	2009.3	2010.3	2011.9	2012.2	2013.3	2014.2
集団的自衛権について	憲法を改正して、集団的自衛権を使えるようにする		26.9	20.8	18.7	24.3	20	21	28	28	22
	憲法の解釈を変更して、集団的自衛権を使えるようにする		22.7	20.6	22.1	24.5	25	28	27	27	27
	これまで通り、使えなくてよい		43.5	50.0	51.6	43.8	47	42	37	37	43

		実施年月 (日)	2014.4	2014.5.9-11	2014.5.30-6.1	2014.7	2014.8	2014.9	2014.11	2015.1-2
集団的自衛権について	全面的に使えるようにすべきだ		9	8	11					
	必要最小限の範囲で使えるようにすべきだ		59	63	60					
	使えるようにする必要はない		27	25	24					
集団的自衛権を限定的に使えるようになったことを評価するか	評価する				36	41	43	47	53	
	評価しない				51	51	48	43	45	

(出典) 『読売新聞』2006.4.4, 2007.4.6, 2008.4.8, 2009.4.3, 2010.4.9, 2011.9.14, 2012.3.19, 2013.4.20, 2014.3.15, 2014.4.15, 2014.5.12, 2014.6.2, 2014.7.4, 2014.8.4, 2014.9.5, 2014.12.24, 2015.3.23 を基に筆者作成。

表 28 集団的自衛権に関する世論調査（朝日新聞）

(単位：%)

		実施年月	2014.4	2014.5	2014.6	2014.7	2014.11	2015.3-4
集団的自衛権を使えるようにすることに賛成か反対か	賛成		27	29	28			
	反対		56	55	56			
安倍政権が集団的自衛権を使えるようにしたことをどう思うか(注)	肯定的					30	32	35
	否定的					50	50	54

(注) 集団的自衛権を使えるようにしたことを2014年7月の調査では「よかった」「よくなかった」、他では「評価する」「評価しない」の選択肢で聞いている。

(出典) 『朝日新聞』2014.4.22, 2014.5.26, 2014.6.23, 2014.7.6, 2014.12.1, 2015.5.2 を基に筆者作成。

択肢が設けられるようになったと考えられる。

読売新聞は「全面的に使えるようにすべきだ」「必要最小限の範囲で使えるようにすべきだ」「使えるようにする必要はない」の3択で調査を行った。4～6月を通じて、「全面的に…」が約1割、「必要最小限…」が約6割、「使えるようにする必要はない」が2割台半ばであった。

産経新聞もほぼ同様の3択であり、「必要最小限度で…」が常に半数以上を占めた(表29)。

なお、毎日新聞は4月の調査では、「全面的に認めるべきだ」「限定的に認めるべきだ」「認めるべきでない」の3択であり、「限定的に…」が44%で最も多かった。しかし、5月以降は、賛成か反対かの2択となり、賛成が約3～4割、反対が約5～6割であった(表30)。

これら4社の調査を比較すると、2択か3択かで大きく結果が異なることがわかる。賛成・反対の2択であった朝日新聞や5月以降の毎日新聞の調査では、反対のほうが多かった。一方、読売新聞、産経新聞及び4月の毎日新聞の調査では、「必要最小限度」「限定的」という表現が入った選択肢に回答が集中した。

表 29 集団的自衛権に関する世論調査（産経新聞）

(単位：%)

	実施年月	2014.4	2014.5	2014.6	2014.7	2014.8
	集団的自衛権について	全面的に使えるようにすべきだ	7.3	10.5	11.1	
	必要最小限度で使えるようにすべきだ	64.1	59.4	52.6		
	使えるようにすべきではない	25.5	28.1	33.3		
集団的自衛権の限定的な行使ができるよう憲法解釈を変更する閣議決定について	評価する				35.3	32.6
	評価しない				56.0	58.6

(出典) 『産経新聞』 2014.4.29, 2014.5.20, 2014.7.1, 2014.7.22, 2014.8.12 を基に筆者作成。

表 30 集団的自衛権に関する世論調査（毎日新聞）

(単位：%)

	実施年月	2014.4	2014.5	2014.6	2014.8	2014.12	2015.1
	集団的自衛権の行使についてどう考えるか	全面的に認めるべきだ	12				
限定的に認めるべきだ		44					
認めるべきでない		38					
集団的自衛権の行使に賛成か反対か	賛成		39	32	31	35	37
	反対		54	58	60	51	50

(出典) 『毎日新聞』 2014.4.21, 2014.5.19, 2014.6.29, 2014.8.25, 2014.12.11, 2015.1.19 を基に筆者作成。

結果として、賛成・反対の2択で聞いた場合には集団的自衛権の行使容認反対が多数となったのに対し、3択で聞いた場合には、「必要最小限度で容認」あるいは「限定的に容認」といった中間的な選択肢を「容認」に含めれば、集団的自衛権の行使容認賛成が多数となった。実際、読売新聞や産経新聞は、集団的自衛権について「全面的に行使容認」と「必要最小限度で行使容認」とともに「集団的自衛権行使容認」とみなし、両者を合わせて行使容認が7割に達したといった見出しをつけて報道した⁽⁴⁰⁾。

こうした、選択肢の違いによる結果の差異については、各紙も認識しており、記事にしている⁽⁴¹⁾。この点について、以下のようなことが指摘されている。

- ①安全保障問題のように、国民にとって理解が難しい事項に関しては、中間的な選択肢に回答が集まる傾向がある。
- ②日本人は特に、中間的な選択肢に回答が集中する傾向があることが、国際比較調査からもわかっている⁽⁴²⁾。
- ③政府の説明不足もあり、国民の理解が深まっていないことも、世論調査の結果に差異が生じた要因である。

このように、7・1閣議決定前の世論調査では、2択か3択かで結果に大きな違いが出た。一

(40) 「集団自衛権 71%容認 本社全国世論調査結果」『読売新聞』2014.5.12; 「集団的自衛権行使7割容認 本社・FNN 合同世論調査」『産経新聞』2014.5.20. 「集団的自衛権民意どこに 「賛成」「反対」割れる世論調査 読者回答 論調と一致? 「数字が独り歩きせぬ状況を」『東京新聞』2014.6.4 も参照。

(41) 『東京新聞』同上; 「集団的自衛権の世論調査、各社で違い 選択肢の差、賛否に影響」『朝日新聞』2014.5.14; 「どう動く: 集団的自衛権 各社世論調査結果 選択肢設定で差 中間的な回答に集中」『毎日新聞』2014.5.22; 「記者の目: 集団的自衛権と世論調査=大隈慎吾(世論調査室)」『毎日新聞』2014.6.26; 「[スキャナー] 集団自衛権行使 国民の理解広がる」『読売新聞』2014.6.2; 「各社割れる回答 集団的自衛権 世論調査」『産経新聞』2014.7.1; 「集団的自衛権で割れた世論調査 朝日・毎日には質問に「枕詞」、回答に影響?」『産経新聞』2014.7.8. 以下も参照。岩本裕『世論調査とは何だろうか』(岩波新書新赤版 1546) 岩波書店, 2015, pp.126-138.

(42) この点について、文部省統計数理研究所長だった、林知己夫氏の議論が引用されることが多い。以下を参照。林知己夫『調査の科学』(ちくま学芸文庫 ハ34-1 [Math & science]) 筑摩書房, 2011, pp.87-96.

方、7・1閣議決定後の世論調査では、前述した4社すべての世論調査で、集団的自衛権の行使容認に賛成か反対か、あるいは7・1閣議決定を評価するか評価しないかといった2択となり、2014（平成26）年7月から9月までのいずれの世論調査でも集団的自衛権の行使容認反対あるいは7・1閣議決定を評価しないといった否定的な回答（約5～6割）のほうが肯定的な回答（約3～4割）よりも多かった。

同年11月以降は、朝日、毎日両新聞の調査では、集団的自衛権の行使容認に否定的な回答のほうが多数を占める状況は変わらなかったのに対し、読売新聞の調査では11月には「評価する」が47%となり「評価しない」（43%）と逆転した。

2 安保関連法

政府は、7・1閣議決定を受け、関連法制の整備に取り組んだ。自民、公明両党の与党協議を経て、政府は2015（平成27）年5月14日に安保関連法案を閣議決定し、翌15日に国会に提出した。安保関連法案は、平和安全法制整備法と国際平和支援法の2法案からなった。前者は、自衛隊法や周辺事態法、武力攻撃事態対処法、PKO協力法など、10の法律の改正案を束ねたものであった。後者は、新法であり、2000年代にはテロ特措法やイラク特措法といった限時法をその都度制定して行ってきた外国軍隊の支援等のための自衛隊の海外派遣を、恒久的に可能にするものであった。これら2法案は7月16日に衆議院を通過し、9月19日に参議院で可決、成立した⁽⁴³⁾。法成立前には、与野党が激しく対立した。野党のうち、民主党や維新の党などは反対し、参議院では、一部の野党⁽⁴⁴⁾は、その主張の一部を与党が受け入れ、附帯決議がなされたことを受け、賛成に回った⁽⁴⁵⁾。

ここでは、この間に行われた、朝日、読売、毎日、産経の各新聞及び共同通信の主な世論調査の結果（表31～35）について検討する。

(1) 成立前

安保関連法案への賛否については、多くの世論調査で継続して設問が設けられた。

朝日新聞、毎日新聞、共同通信の世論調査では、法案が審議されていた2015（平成27）年5～9月には、おおむね賛成3割、反対5～6割で推移した。

一方、読売新聞が6月と7月に実施した3回の世論調査では、安保関連法案に賛成約4割、反対約5割であった。前述した3社に比べ賛成が多く、反対が少なかった。ただし、このときの世論調査の質問文は、「安全保障関連法案は、日本の平和と安全を確保し、国際社会への貢献を強化するために、自衛隊の活動を拡大するものです。こうした法律の整備に、賛成ですか、反対ですか」といったものであった。これについて、ジャーナリストの池上彰氏は、「賛成の答えを誘導するかのよう質問」と指摘した⁽⁴⁶⁾。同紙の8月の世論調査では、「現在、参議院で審議されている、集団的自衛権の限定的な行使を含む、安全保障関連法案についてお聞きします。あなたは、この法案に、賛成ですか、反対ですか」と質問文が変わり、賛成が31%、反対が55%となり、前回7月後半の賛成38%、反対51%に比べて、賛成が減り、反対が増えた。池

(43) 前掲注(1)

(44) 次世代の党、日本を元気にする会、新党改革の3党。

(45) 「安全保障関連法案 審議の経緯」『読売新聞』2015.9.19.

(46) 「(池上彰の新聞ななめ読み) 安保関連法案 多様な意見伝えているか」『朝日新聞』2015.7.31.

表 31 安保関連法に関する世論調査 (朝日新聞)

(単位：%)

	実施年月 (日)	2015.5	2015.6	2015.7.11-12	2015.7.18-19	2015.8	2015.9.12-13	2015.9.19-20	2015.10	2016.1
安保関連法 (案) に賛成か反対か (注1)	賛成	33	29	26	29	30	29	30	36	31
	反対	43	53	56	57	51	54	51	49	52
安保関連法案を今国会で成立させる必要があると思うか	必要がある	23	17	19	20	20	20			
	必要はない	60	65	66	69	65	68			
安倍首相の安保関連法案についての国民への説明は丁寧だと思うか	丁寧だ		12	15	13					
	丁寧ではない		69	67	72					
安保関連法 (案) は憲法に違反していると思うか (注2)	違反している		50	48				51		
	違反していない		17	24				22		

(注1) 設問は以下。

2015.5:「今の国会に提出された安全保障関連法案についていかがですか。集団的自衛権を使えるようにする法案に賛成ですか。反対ですか。」

2015.6-2015.9.12-13:「今の国会に提出された安全保障関連法案についていかがですか。集団的自衛権を使えるようにしたり、自衛隊の海外活動を広げたりする安全保障関連法案に、賛成ですか。反対ですか。」

2015.9.19-20:「安全保障関連法についていかがですか。集団的自衛権を使えるようにしたり、自衛隊の海外活動を広げたりする安全保障関連法に、賛成ですか。反対ですか。」

(注2) 2015.6は、安保関連法案について国会で「憲法に違反している」と主張した3人の憲法学者と、「憲法に違反していない」と反論している安倍政権のどちらの主張を支持するかとの質問。

(出典) 『朝日新聞』2015.5.19, 2015.6.23, 2015.7.14, 2015.7.20, 2015.8.25, 2015.9.15, 2015.9.21, 2015.10.20, 2016.1.19 を基に筆者作成。

表 32 安保関連法に関する世論調査 (読売新聞)

(単位：%)

	実施年月 (日)	2015.4	2015.5	2015.6	2015.7.3-5	2015.7.24-26	2015.8
安全保障法制の整備に賛成か反対か (注1)	賛成	43	46	40	36	38	31
	反対	47	41	48	50	51	55
安保関連法案の今国会での成立に賛成か反対か	賛成	32	34	30	25	26	26
	反対	53	48	59	63	64	64
政府・与党は、安保関連法 (案) の内容について、国民に十分に説明していると思うか	十分に説明している	12		14	13	12	15
	そうは思わない	81		80	80	82	79

	実施年月 (日)	2015.9	2015.10	2015.11.6-8	2015.11.20-22	2015.12	2016.1	2016.2	2016.3
安保関連法の成立を評価するか (注2)	評価する	31	36	40	39	40	35	36	38
	評価しない	58	54	47	46	46	51	48	47
政府・与党は、安保関連法の内容について、国民に十分に説明していると思うか	十分に説明している	12	13						
	そうは思わない	82	82						

(注1) 設問は以下。

2015.4.5:「自民党と公明党は、集団的自衛権の限定的な行使を含む、新たな安全保障法制について合意しました。これについてお聞きします。」「新たな安全保障法制は、日本の平和と安全を確保し、国際社会への貢献を強化するために、自衛隊の活動を拡大するものです。こうした法律の整備に、賛成ですか、反対ですか。」

2015.6.7:「現在、国会で審議されている、集団的自衛権の限定的な行使を含む、安全保障関連法案についてお聞きします。」「安全保障関連法案は、日本の平和と安全を確保し、国際社会への貢献を強化するために、自衛隊の活動を拡大するものです。こうした法律の整備に、賛成ですか、反対ですか。」

2015.8:「現在、参議院で審議されている、集団的自衛権の限定的な行使を含む、安全保障関連法案についてお聞きします。あなたは、この法案に、賛成ですか、反対ですか。」

(注2) 設問は以下。

「あなたは、集団的自衛権の限定的な行使を含む、安全保障関連法が成立したことを、評価しますか、評価しませんか。」(2016.1~3は「…を含む、安全保障関連法を、評価しますか…」)

(出典) 『読売新聞』2015.4.6, 2015.5.11, 2015.6.8, 2015.7.6, 2015.7.27, 2015.8.18, 2015.9.21, 2015.10.9, 2015.11.10, 2015.12.7, 2015.12.11, 2016.1.11, 2016.2.16, 2016.3.7 を基に筆者作成。

表 33 安保関連法に関する世論調査（毎日新聞）

（単位：％）

	実施年月（日）	2015.5	2015.7.4-5	2015.7.17-18	2015.9	2015.10	2016.3
安保関連法案に賛成か反対か（注）	賛成	34	29	27			
	反対	53	58	62			
安保関連法の成立を評価するか（注）	評価する				33	31	37
	評価しない				57	57	49
安保関連法案を今国会で成立させる方針に賛成か反対か	賛成	32	28	25			
	反対	54	61	63			
安保関連法（案）について、政府・与党の国民への説明は十分だと思うか	十分だ		10	10	13		
	不十分だ		81	82	78		
安保関連法（案）は憲法違反だと思うか	憲法違反だと思う		52		60		
	憲法違反だとは思わない		29		24		

（注） 質問文は回によって微妙に異なるが、いずれの回も「集団的自衛権の行使など、自衛隊の海外での活動を広げる安全保障関連法（案）」に、成立前は「賛成か反対か」、成立後は「成立を評価するか」といった質問になっている。（出典）『毎日新聞』2015.5.25, 2015.7.6, 2015.7.19, 2015.9.21, 2015.10.9, 2016.3.7 を基に筆者作成。

表 34 安保関連法に関する世論調査（産経新聞）

（単位：％）

	実施年月（日）	2015.5	2015.6	2015.7	2015.8	2015.9.12-13	2015.9.19-20	2015.10	2016.1
安保関連法案の成立は必要だと思うか（注1）	必要		49.0	42.1	58.0	52.7			
	必要でない		43.8	49.7	33.1	38.7			
安全保障法制を整備することについて（注2）	必要						69.4		
	必要でない						24.5		
安保関連法の成立について（注3）	評価する						38.3	37.5	46.5
	評価しない						56.7	54.9	46.2
安保関連法案の今国会での成立について	賛成	31.7	31.7	29.0	34.3	32.4			
	反対	57.7	58.9	63.4	56.4	59.9			
安保関連法について政府が説明を尽くしていると思うか（注4）	思う							12.2	
	思わない							83.7	
安保関連法案に関し「合憲」と「違憲」のどちらがより納得できるか（注5）	合憲論		21.7	21.9					
	違憲論		57.7	59.0					

（注1） 設問は以下。

「日本の安全と平和を維持するために、安保関連法案の成立は必要だと思うか」

（注2） 設問は以下。

「日本の安全と平和を維持するために、安全保障法制を整備することについて」

（注3） 設問は以下。

2015.9.19-20：「安保関連法が与党と野党3党の賛成多数で成立したことについて」

2015.10：「9月に成立した安全保障関連法について」

2016.1：「集団的自衛権行使を限定的に容認し、自衛隊の役割を増やした安全保障関連法について」

（注4） 設問は以下。

「安保関連法の成立から1カ月がたった。今も政府が国民の理解を深めようと、説明を尽くしていると思うか」

（注5） 設問は以下。

「安保関連法案に関し、安倍政権は「合憲」と主張しているが、憲法学者などの間では「合憲」と「違憲」で見解が分かれている。どちらの説明がより納得できるか」

（出典）『産経新聞』2015.5.26, 2015.6.30, 2015.7.21, 2015.8.18, 2015.9.15, 2015.9.22, 2015.10.27, 2016.1.26 を基に筆者作成。

表 35 安保関連法に関する世論調査（共同通信）

（単位：％）

		実施年月	2015.5	2015.6	2015.7	2015.8	2015.9	2015.10	2016.2
安保関連法（案）に賛成か反対か（注）	賛成		35.4	27.8	27.5	31.1	34.1		
	反対		47.6	58.7	61.5	58.2	53.0		
安保関連法案を今国会で成立させる方針に賛成か反対か	賛成		31.6	26.2	24.6	29.2			
	反対		55.1	63.1	68.2	62.4			
安倍政権は安保関連法（案）について国民に十分に説明していると思うか	十分に説明していると思う		14.2	13.2	13.1	15.8	13.0	17.6	
	十分に説明しているとは思わない		81.4	84.0	82.9	81.1	81.6	78.6	
安保関連法（案）が憲法に違反していると思うか	憲法に違反していると思う			56.7	56.6	55.1	50.2		
	憲法に違反しているとは思わない			29.2	24.4	30.4	31.8		
安保関連法を廃止するべきだと思うか	廃止するべきだ								38.1
	廃止するべきでない								47.0

（注） 質問文は回によって微妙に異なるが、いずれの回も「集団的自衛権行使を可能にすることなどを盛り込んだ安全保障関連法（案）」に賛成か反対か、といった質問になっている。

（出典） 『東京新聞』 2015.6.1, 2015.6.22, 2015.7.19, 2015.8.16, 2015.9.21, 2015.10.9, 2016.2.23 を基に筆者作成。

上氏は「質問の表現を変えると、回答の比率も変わる」典型例であるとの指摘を行っている⁽⁴⁷⁾。

なお、産経新聞の調査は、法案への賛否を問うのではなく、「日本の安全と平和を維持するために」といった表現を付した上で、「安保関連法案の成立は必要か」を問う設問であった。4回の調査のうち、3回については「必要」が約5～6割、「必要ない」が約3～4割であったが、7月の調査のみ「必要ない」が約5割、「必要」が約4割であった。

前述したように質問文を変えた読売新聞を除くと、いずれも7月の衆議院通過直後が安保関連法案に反対する立場の回答が最も多かった。

この設問におけるそれぞれの質問文を見てみると、朝日新聞、毎日新聞及び共同通信の質問文は、安保関連法案について、「集団的自衛権の行使を可能とする」といった説明を付すにとどめた一方で、読売新聞と産経新聞は「平和と安全を維持・確保」「国際社会への貢献を強化」といった肯定的な表現を付していたという点で違いがあった。結果の数値も、朝日新聞、毎日新聞及び共同通信がほぼ同じような傾向を見せたのに対し、読売新聞と産経新聞はそれとは異なる結果となった。

一方、安保関連法案を第189回国会（常会）の会期中に成立させる方針への賛否に関する設問では、いずれの調査でも賛成は約2～3割、反対は約5～7割となり、法案への賛否以上に両者の差が開いた。また、政府は安保関連法案について十分に説明しているかといった設問では、多くの世論調査でほぼ一貫して8割程度が「十分に説明していない」とし、「十分に説明している」とする回答は1割程度にとどまった。

さらに、安保関連法案についてはその合憲性も論点となった。安保関連法案の審議のさなかに開催された、6月4日の衆議院憲法審査会では、安保関連法案について、参考人の憲法学者3名全員が違憲であると述べた⁽⁴⁸⁾。特に、与党が推薦した参考人までもが違憲としたことは注

47) 「（池上彰の新聞ななめ読み）安保関連法案 世論調査「設問」の重要性」『朝日新聞』2015.8.28. こうしたことを理由に、池上氏は「世論調査は国民意識の変化を見るためのものでもあり、質問文をむやみに変えてはいけない」旨を指摘している。

目を集めた。各世論調査での関連した設問では、法案について合憲との回答は約2～3割であり、違憲との回答が約5～6割であった。

(2) 成立後

安保関連法案について、成立前は、基本的に賛成より反対が上回っていたことを前述した。成立後は、一部の調査では、法律の賛否ではなく法成立の評価を問う設問に変わったが、法律が成立した後の、2015（平成27）年9、10月の調査では、いずれの調査でも、安保関連法に肯定的な回答は約3～4割、否定的な回答は約5～6割という結果となった。

法成立前には、安保関連法案への賛否を問うのではなく、「安保関連法案の成立は必要か」との設問だった産経新聞も、成立後は法成立を評価するか否かを問い、成立直後の調査では「評価する」38.3%、「評価しない」56.7%となった⁽⁴⁹⁾。

また、安保関連法に関する政府の説明について、「十分に説明している」が1割程度、「十分に説明していない」が約8割という状況は成立後も変わらなかった⁽⁵⁰⁾。合憲性についても、成立前と同様、合憲との回答は約2～3割であり、違憲との回答が約5～6割であった。

なお、法成立に対する評価について、継続して設問を設けた読売新聞の調査では、一時期、「評価する」が増え、「評価しない」が減り、同年12月の調査では、前者が40%、後者が46%と両者の差が縮まったこともあったが、2016（平成28）年1月には、前者が35%、後者が51%と再び両者の差が開いた。

その一方で、共同通信が2016（平成28）年2月に実施した調査では、「安保関連法を廃止すべきだと思うか」との問いに対し、「廃止すべきだ」が38.1%、「廃止すべきでない」が47.0%となり、安保関連法の廃止については、反対の世論のほうが上回った。

安保関連法については、法成立前後を通じ、各社の調査結果には、設問等による違いはあっても、全体的な傾向はほぼ一致していたと言える。5割前後が反対し、それより多くの方が会期中の成立に反対し、8割前後の人が説明不足だと感じていたということについては、ほとんどの世論調査に共通して見られる傾向であった。

ただし、I、IIで述べたように、自衛隊、日米安保、PKOへの参加について当初は必ずしも多くが賛成していたわけではないが、現在では圧倒的多数の国民が肯定的な評価をしている。安保関連法も、それらと同様に、成立して時間が経過すれば世論の支持が拡大するとする指摘がある⁽⁵¹⁾。

おわりに

安保関連法に対し、世論調査で約半数が反対という状況は、国会周辺で大規模な反対運動が

(48) 第189回国会衆議院憲法審査会議録第3号 平成27年6月4日 pp.10-11. (長谷部恭男、小林節、笹田栄司各参考人の発言。このうち、長谷部参考人が与党推薦であった。)

(49) ただし産経新聞は、成立直後の同じ調査において「安全保障法制の整備が必要か」という一般的な設問を設け、その設問で「必要」が69.4%に達したので、それを見出しに使う「安保法制整備「必要」7割」と報じた。「内閣支持率、横ばい42.6% 安保法制整備「必要」7割」『産経新聞』2015.9.22.

(50) 「安保関連法：「説明不十分」8割 各社世論調査 報道姿勢違っても傾向共通」『毎日新聞』2015.9.24も参照。

(51) 「安保法案、理解に時間 PKO法は成立後、支持拡大 本社・FNN世論調査」『産経新聞』2015.6.30; 佐瀬昌盛「【正論】成立「安保法制」 「抑止力強化」立証のときが来る」『産経新聞』2015.9.22.

展開された1960（昭和35）年の安保改定でも見られなかった。安保関連法は、これまでの安全保障に関する法律と比べても、反対の世論が特に強かったと言える。その一方で、日本の戦後政治史において、安全保障上の重要な論点となってきた自衛隊や日米安保、自衛隊の海外派遣に対して、現在では多くの国民が許容するところとなっているのもまた事実である。今後、安保関連法の運用をはじめとする日本の防衛政策の展開の中で、世論がどのように推移していくのか、注目される。

（やまもと けんたろう）